

仕 様 書

1. 業務委託件名

有機溶剤及び特定化学物質の作業環境測定業務委託

2. 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）

3. 測定場所

地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センターが指定する場所
別紙1および別紙2のとおり

4. 測定項目

別紙1のとおり

5. 業務内容

大阪産業技術研究所森之宮センターの研究室等30箇所において有機溶剤中毒予防規則第28条第2項に基づく有機溶剤の作業環境測定及び特定化学物質等障害予防規則第36条に基づく特定化学物質の作業環境測定を、法令規則等にのっとり適切に実施し、契約期間中に2回測定を行うものとする。

(1) 測定計画の作成

測定を行うにあたっての日程については、契約締結後、速やかに委託者と協議し了承を得て、実施計画書を書面にて委託者へ提出すること。

(2) 試料の採取及び分析並びに解析

試料の採取及び分析並びに解析は、必要な資格を有しているものに厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って実施させること。

試料の採取については、土曜日及び日曜日並びに祝日を除く、おおむね2週間以内に完了すること。

(3) 測定結果の評価を含む報告書の作成

測定結果の評価においては、A測定及びB測定の結果、管理濃度及び2種類の評価値データを用い、管理区分を判断すること。

報告書は、それぞれの測定回における試料の採取から40日以内に、ホルダー綴りとした書面にて2部提出すること。

6. その他

(1) 試料の測定を行うにあたっての機材等の経費については、受託者が負担すること。

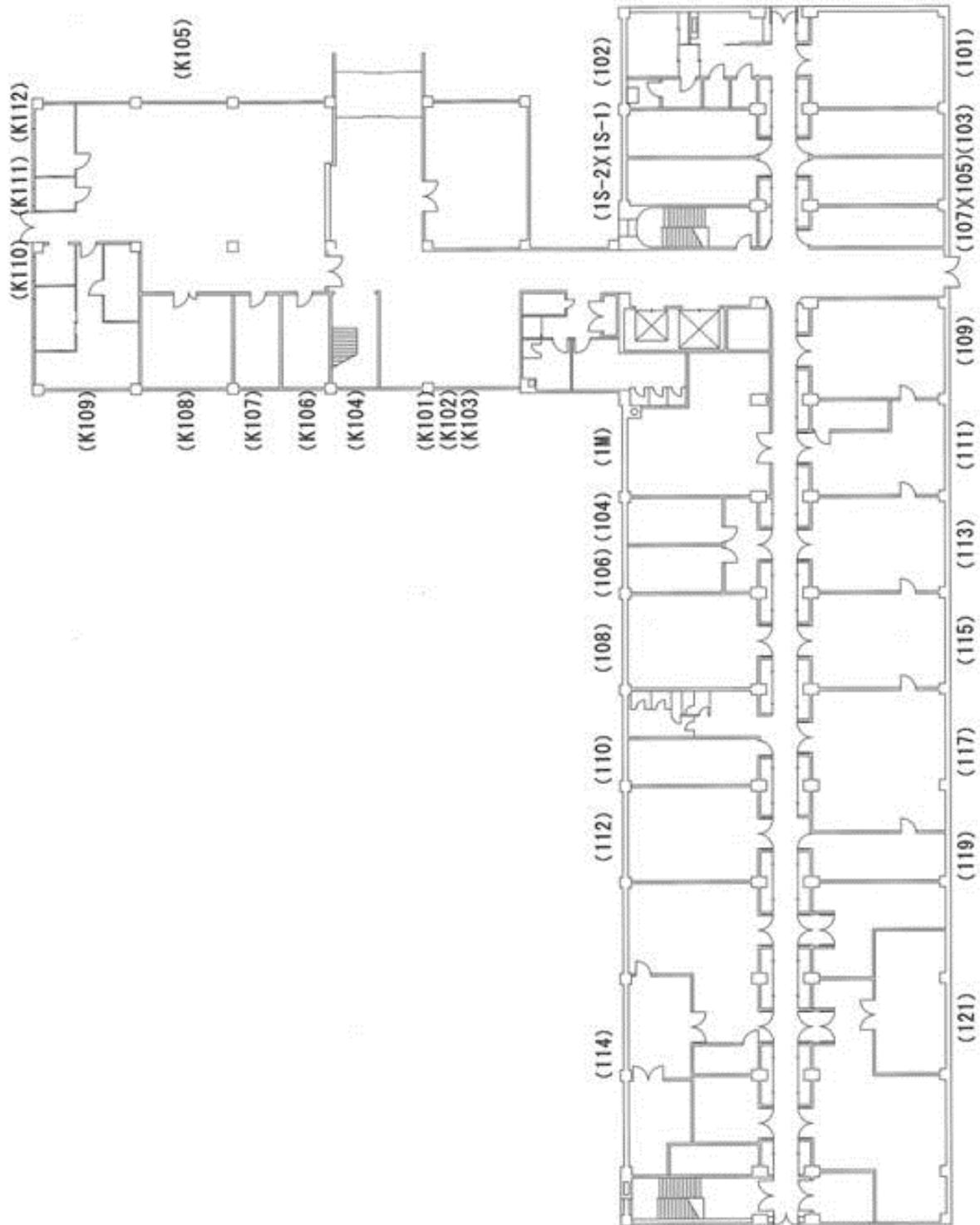
(2) 受託者は作業環境測定法第33条に基づく作業環境測定機関であること。

(3) 受託者は本業務委託の履行にあたり、業務を第三者に再委託することはできない。ただし、委託者の承認を得たものは、この限りでない。

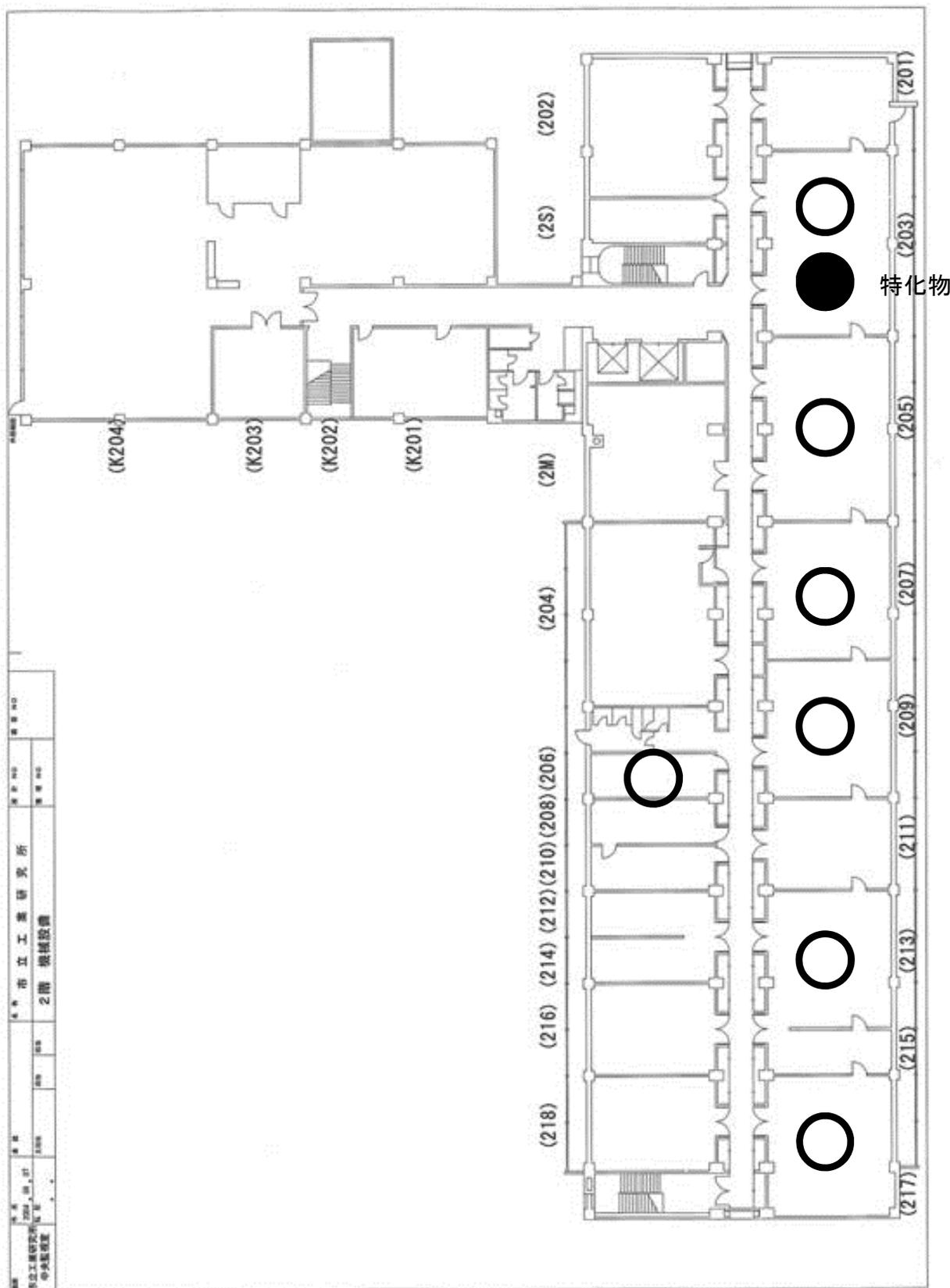
(4) 契約にあたっては、本件の作業環境測定業務に従事する者が、「作業環境測定士登録」を受けていることが確認できる書類の写し及び、自社で雇用していることが分かる書類(健康保険被保険者証等)の写しを提出すること。

- (5) 本業務委託の履行を通じて知り得た相互の秘密を、第三者に漏らしてはならない。なお、本業務委託終了後も同様とする。
- (6) 契約締結後、疑義が生じた場合、速やかに委託者へ報告し、その指示に従うこと。

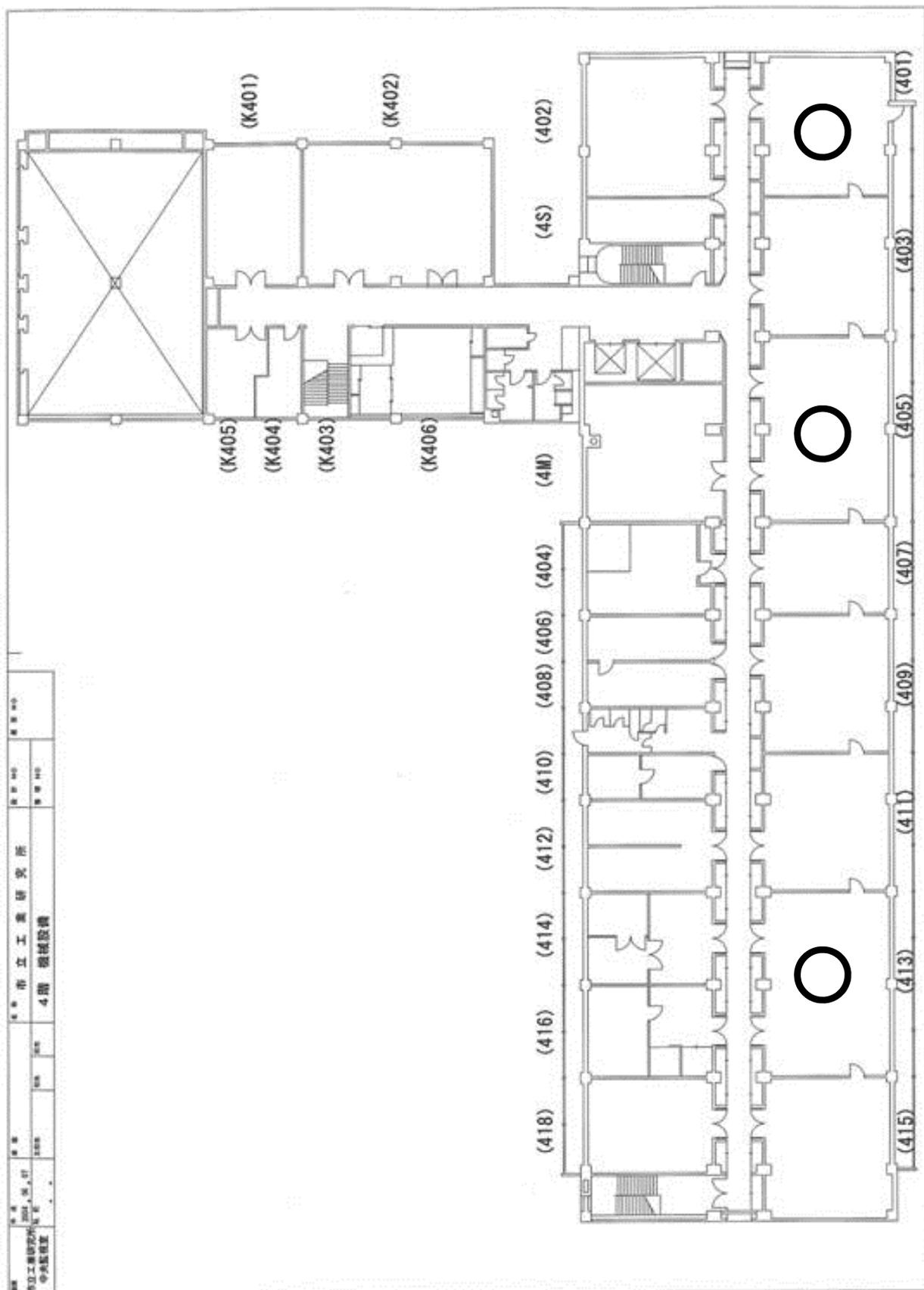
(研究本棟 1階)



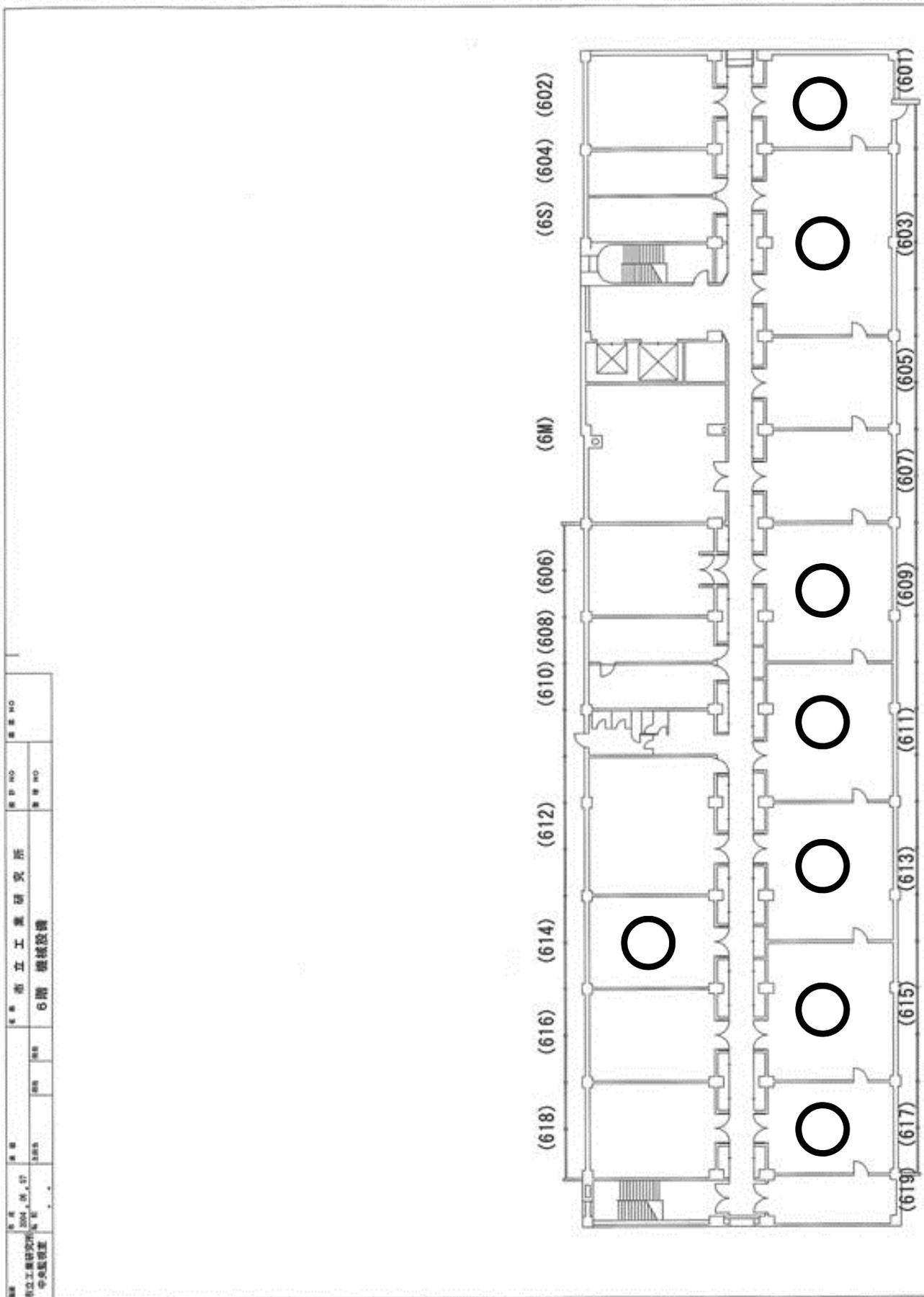
(研究棟 2階)



(研究棟 4階)



(研究棟 6階)



(研究別棟)

